

稲城市まちづくり委員会運営規則

（目的）

第1条 この規則は、稲城市まちづくり条例（令和7年稲城市条例第1号）第14条の規定に基づき、稲城市まちづくり委員会の議事及び運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（会議録）

第2条 委員長は、会議録を作成するものとする。

2 前項の会議録は、原則として、公開する。

（守秘義務）

第3条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（解任）

第4条 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その任を解くことができる。

- (1) 委員が辞任を申し出たとき。
- (2) 前条の規定に違反したと認められるとき。
- (3) 心身の故障のため、職務を遂行することができないと認められたとき。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認められたとき。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、都市建設部長が定める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。